

国 住 指 第 159 号  
国住参建第1479号  
令和 6 年 7 月 1 日

各都道府県 住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局建 築 指 導 課 長  
参事官（建築企画担当）  
（ 公 印 省 略 ）

### 改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けた対応について

平素より建築行政の推進に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 4 年 6 月 17 日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）の円滑な施行に向けては、「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けた対応について」（令和 6 年 7 月 1 日付け国住指第 157 号、国住参建第 1478 号。以下「局長通知」という。）により、国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて通知したところです。

改正法の全面施行に当たって、貴都道府県知事に御協力を賜りたい事項に係る細目は下記のとおりですので、円滑な施行に向けて万全を期すべく、御理解・御対応のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改正法の全面施行による改正事項の周知徹底

令和 7 年 4 月 1 日に施行される、①原則全ての新築住宅・建築物の省エネ基準への適合義務化、②建築確認・検査に係る審査省略制度の見直し、③壁量基準等の見直しについては、局長通知において、各都道府県においても、申請側・審査側双方に対し、周知徹底を図っていただくようお願いしているところですが、上記①～③について別添 1 のとおり、簡潔にまとめた周知資料を作成していますので、あらゆる機会を捉えて、特に申請側となる建築士、建築主等に対する周知にご活用いただきますようお願いいたします。

また、国においては、別添 2 のとおり、申請側・審査側双方に向けて説明会・講習会を実施していく予定ですので、各都道府県におかれましては、関係者に対してこれらの情報を周知いただき、参加促進を図っていただくようお願いいたします。

加えて、6 月 27 日に開催された改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する

連絡会議においては、関係業界団体等に対して、地域別や対象者別に説明会・講習会等の開催を依頼するとともに、必要なテキスト送付等について周知しているところですが、今後、これらの団体が主催する説明会等への講師派遣や周知協力等の要請があった場合には、積極的にお引き受けいただくとともに、貴都道府県においても、関係する市町村や業界団体等と連携しつつ、説明会等を積極的に開催いただくようお願いいたします。

さらに、審査側に対しては、令和6年6月4日付け各都道府県建築行政担当課あて事務連絡により通知しているとおり、7月9日に「特定行政庁・指定確認検査機関を対象とした令和4年改正建築物省エネ法・建築基準法の3年目施行に係る説明会」を開催いたしますので、可能な限りご出席を賜りますとともに、参加が難しい管内特定行政庁（限定特定行政庁を含む。）や指定確認検査機関に対しても、関係者が参画する建築行政連絡会議等の機会を捉えて、適切に情報共有を行っていただきますようお願いいたします。

## 2. 改正法の施行日前後を通じた建築士個別サポート体制の確保

局長通知においては、改正法の施行日前後における、特定行政庁及び指定確認検査機関の確認申請窓口の混雑・混乱を低減するため、改正法の施行日以降に着工する申請者（建築士等）に対し、上記①～③に係る確認申請図書の作成や確認申請手続き等について、個別にサポートする体制（以下「建築士サポート体制」という。）の構築をお願いしているところですが、建築士サポート体制の構築にあたり、各都道府県にお願いしたい事項や、各都道府県のサポート窓口を担っていただく事務局（以下「サポートセンター事務局」という。）にとって参考となる情報を、別添3のとおり「サポート体制確保・運営マニュアル」としてとりまとめましたので、送付いたします。

つきましては、各都道府県において、建築士サポート体制の事務局となる団体の選定をはじめとする、建築士サポート体制確保のあり方の検討・調整や、管内の特定行政庁及び指定確認検査機関と連携したサポート内容の調整、サポート窓口の周知、サポート状況の把握・共有を進めていただくにあたり、令和6年6月7日付け各都道府県建築行政担当課あて事務連絡により通知しているとおり、7月9日に「令和6年度建築士サポート体制説明会」を開催いたしますので、可能な限りご出席を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本マニュアルについては、今後も各都道府県における検討・調整状況の進捗を踏まえ、適宜見直しを行っていく予定であることを申し添えます。

建築士サポート体制の構築については、今後、以下のようなスケジュールを想定していますので、関係団体との調整のご参考としていただくようお願いいたします。

### <想定スケジュール>

令和6年7月～9月

関係者調整

- ・特定行政庁、指定確認検査機関との情報共有体制確保
- ・サポート内容・サポートセンター事務局の調整

～令和6年10月

サポートセンター事務局の決定

※事務事業者（一般財団法人日本建築防災協会）とサポートセンター事務局との契約

|              |                                                                  |
|--------------|------------------------------------------------------------------|
| ～令和 6 年 12 月 | 個別サポート開始に向けた準備<br>・サポート員選定・養成<br>・申込窓口・予約方法の整備<br>・サポート体制に係る周知 等 |
| 令和 7 年 1 月～  | 個別サポート開始                                                         |

3. 都道府県内の特定行政庁・指定確認検査機関における審査体制の確保状況の把握・共有  
局長通知においては、1. や 2. の取組の効果を把握するため、各都道府県において、管内の各確認申請窓口における審査体制の確保状況及び審査状況の把握を行っていただくようお願いしているところですが、具体的な把握内容や把握頻度、報告方法については、各都道府県の実情やご意見も踏まえ、別途ご連絡したいと考えておりますので、今後、本取組に関する調査・ヒアリング等に対する御協力をお願いいたします。

以上